

地域で行うイノシシ対策

問産業振興課 ☎(57)4151

野木町の河川敷や森林にはイノシシが生息しています。

イノシシが生息域から人間の生活している場所(人間領域)に入り込んでしまったり、農作物を荒らしたりといった被害があった場合に地域でできる対策方法を紹介します。

1. 習性を知る

被害を防ぐためには、まずイノシシの習性を知ることが重要です。習性を知れば、より効果的な対策を取ることができます。

栃木県が発行した冊子「シシナビとちぎ」で基礎的な知識を確認しましょう。



シシナビとちぎ

2. 情報を収集する

被害は地域ごとに様々です。「農作物が荒らされる」「通学路に出没する」など具体的な被害の情報を整理しましょう。この後の対策をする際の要点がまとめ、地域の目標が明確になります。

「とちぎ獣害対策アドバイザー派遣事業」では地域に専門家を招き、助言を受けながら効果的な対策を考えることができます。



アドバイザー派遣

3. 対策をする

被害を防ぐためには、次の3つの対策を組み合わせ、地域全体で継続的に行うことが効果的です。

1 環境づくり

イノシシは体を隠せる藪や茂みを好みます。生息域から続く藪などの刈り払いを行うことで、イノシシを近づかせにくい環境を作ることができます。

また、果実が収穫されずに放置された果樹や、農作物の残骸などの餌場となってしまう場所を作らないようにしましょう。



被害対策の紹介

2 抑止

イノシシの生息域との人間領域の境界、住宅や農地の周辺に柵などを設置することで侵入を防止することができます。

柵はイノシシの習性や被害状況を考慮して設置しましょう。



有害捕獲の流れ

3 捕獲

環境づくりや抑止をしても生息域から人間領域に入ってきてしまうイノシシを捕獲、駆除することで被害を抑えることができます。

捕獲するためには県での狩猟免許の取得、町での捕獲許可が必要です。



町HP

◆各種資料は町HPで紹介、および役場産業振興課窓口で配布しています。